

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その53）

河内川ダム建設の無駄と無謀 その③⑤

河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所補償について、 「公開質問状への福井県の回答」批判 —1

（小浜市） 松本 浩

私（松本）の公開質問状への福井県の回答が余りにも支離滅裂で嘘と誤魔化しに満ちていますので、全「質問への回答」の批判的分析を長期連載の形で展開させていただきます。

なお、福井県知事杉本達治宛に提出した筆者松本の「公開質問状」の「回答書」が知事名ではなく河川課長名となっていることについて、その説明を求めているが未だ回答はない。

【第一の質問】

- 「発電所補償費220,000千円」は、何時、何処で、如何なる部署又は個人、あるいは会議において企画されたものですか。また、その意志形成過程を示す「記録が存在しない」のは如何なる理由によるものですか。

質問への回答（前半）

「……平成28年に計上した発電所補償費11,000千円については、当年度に関西電力がその補償工事（付替水路工事）に着手できないこととなり、河内川ダム建設事業に係る測量試験費に流用しています」

○質問にない「発電所補償費11,000千円の使途」についての「回答」の不可解

関西電力への発電所補償費 11,000 千円を当の関西電力には支払わず、発電所補償とは無関係の「**測量試験費に流用**」したという本件「回答」には以下の問題がある。

まず、「補償費」と「補償工事費」は費目が異なるにもかかわらず「補償費」を「補償工事費」にすり替え、両者を意図的に混同させている（表1参照）。

平成28年度の「補償費」予算は19,000千円（電柱補償 8,000千円及び発電所補償11,000千円）で、「補償工事費」予算は435,000千円（付替町道工）であったが、仮に「関西電力が付替水路工事（補償工事）に着手できない」事情があったとしても、「補償費 11,000千円」を「測量試験費へ流用」することの理由にはならない。

しかも、本件ダム事業への補助金（55%）交付条件には「経費の配分の変更（軽微のものを除く）をする場合はあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない」との定めがあるが、福井県は当該「変更」に際して大臣の承認を求める申請をしていない。

次に、「測量試験費に流用した」との「回答」は西川知事の下記報告とは異なる。

平成30年6月29日、福井県知事西川一誠は国土交通大臣石井啓一宛てに平成28年度「河内川ダム完了実績報告書」（河第319号）を提出したが、同報告書は「補償費」19,000千円の実施済額を12,755,952円と記載している（表1補償費欄）。

令和2年10月20日、松本は「平成28年

事業費精算総括表 (河内川ダム) (表1)

事業名: 河川総合開発事業

(単位:円)

費 目	金 額	備 考
事業費	(2,940,000,000) 2,940,000,000	
工事費	(2,940,000,000) 2,940,000,000	
本工事費	(2,252,100,000) 2,219,965,787	
ダム費	(2,232,100,000) 2,203,927,787	
管理施設費	(20,000,000) 16,038,000	
仮設備費	()	
工事用動力費	()	
測量及び試験費	(233,900,000) 278,686,440	
用地費及び補償費	(454,000,000) 441,347,773	
補償費	(19,000,000) 12,755,952	
補償工事費	(435,000,000) 428,591,821	
機械器具費	()	
営繕費	()	
事務費	()	
事業費負担区分	() 2,940,000,000	
公共事業費	() 2,635,710,000	
電気事業費	()	
上水道事業費	() 235,200,000	
工業用水道事業費	() 26,460,000	
特定かんがい事業費	() 42,630,000	

度発電所補償 11,000 千円の支出先」に係る公文書開示請求をし、同 11 月 4 日に福井県知事杉本達治が同文書を開示した。

杉本知事が松本に開示した公文書による発電所補償 11,000 千円の使途は(表 2)記載のとおり「借地料(土捨場)等」であり、その工事費累計額 12,755,952 円は西川前知事の国土交通大臣への実施済補償費の報告とも一致する。

本件河川課長の「回答」は西川知事の国へ

の報告書内容を否定するものとなっている。

西川一誠知事は、関電発電所の補償費 11,000 千円をダム工事に係る「廃土捨場の借地料等」に流用した金額を国土交通大臣に報告、河川課長は同補償費 11,000 千円を「ダム建設に係る測量試験費」に流用したと県民(松本)に回答した。

「知事の報告書」も「課長の回答書」も共に発電所補償費 11,000 千円の使途を、他の

財源で施工された工事にすり替えており、虚偽の「報告」、虚偽の「回答」である。

河内川ダム建設により導水路等の一部が水没する関西電力熊川発電所の補償としての本件「発電所補償費 11,000 千円」を関西電力に支払うことに何か秘密にすべき問題があるとは、一般的には考えられないことである。

然るに、福井県が当該予算の関西電力への支払いを隠蔽し、他の財源が充当されることが明白な「借地料」や「測量試験費」などへの「流用」を、国への実績報告書や公開質問状への回答書等の「公文書」に敢えて虚偽記

載したことは極めて不可解である・・・

なお、松本は本件「回答」が「流用した測量試験費」の具体的内容を示していないので、令和 4 年 4 月 15 日に杉本知事に対して当該「測量試験費」の工事名、契約書等の文書開示を請求したところ、杉本知事から「公開請求に係る公文書の特定、検索および内容の確認に日数を要するために公開決定等の期間を 4 月 28 日から 5 月 27 日まで 30 日間延期する」旨の通知があり、本号での内容紹介は出来ない次第となった。

(次号に続く)

(表 2)

河内川ダムに係る「平成 28 年度補償費の発電所補償 11000 千円」の用途 (令和 2 年 10 月 20 日請求～同年 11 月 4 日開示された支出伝票の要約)		
●	バルブ室連絡通路用地関係	857,620 円 平成 28 年度
	・ 公有財産購入 4 件	662,930 円
	・ 立木伐採補償 4 件	194,690 円
●	右岸下流水処理用地関係	3,539,470 円 平成 28 年度
	・ 公有財産購入 3 件	2,841,350 円
	・ 立木伐採補償 3 件	698,120 円
●	借地料 (土捨場)	5,142,166 円 平成 28 年度
	・ 河内生産森林組合	3,661,387 円 (1 年分)
	・ 吉田芳江 他 9 名	1,480,779 円 (1 年分)
●	町道追加用地関係	1,186,760 円 平成 28 年度
	・ 公有財産購入 2 件	646,220 円
	・ 立木伐採補償 2 件	540,540 円
●	反射板設置用地関係	2,029,936 円 平成 29 年度
	・ 公有財産購入 1 件	1,556,656 円
	・ 立木伐採補償 1 件	473,280 円
	合計	12,755,952 円

松本 (注) 1 「借地料 (土捨場)」は、「ダム費 ○借地料 5,100 千円」が毎年度予算計上されており、平成 28 年度も例外ではない。

(注) 2 「反射板設置用地関係」は、平成 29 年度事業である。